

## 一般社団法人日本保健指導協会会員規定

制定 2021年3月25日

### (目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本保健指導協会（以下本協会という）の会員が本協会の運営および諸事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にするために設ける。

### (会員)

第2条 会員は次のとおりの種別に分類される。

#### (1) 正会員

特定保健指導及びその他の保健指導（以下保健指導という）の運営を行う事業者であり、第3条の入会基準を満たしている団体

#### (2) 準会員

保健指導の実施主体である医療保険者、または、加入する医療保険者の保健指導等の実施に協力する事業主等

#### (3) 賛助会員

保健指導等のサポート等ヘルスケアサービスを提供する事業者

### (正会員の入会基準)

第3条 正会員の入会基準は、次の項目をすべて満たし、満たしていることを自社のホームページ等で公表することとする。公表にあたっては、その内容を公表することとする。

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.1版）における4-1-1 特定健康診査の外部委託に関する基準（平成25年厚生労働省告示第92号第1）を順守していること。
- (2) 社会保障診療報酬支払基金ホームページに特定保健指導機関としての登録していること。
- (3) 事業運営上開示すべき重要事項の概要[代行機関]を作成し、ホームページ（自機関のWebサイトでも他のサイトでも可）に掲載している。
- (4) 健康保険組合等における個人情報適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会 厚生労働省）を順守していること

### (準会員の入会目的)

第6条 準会員の入会目的は、自組合及び自社の保健指導の推進支援を目的とする。

(会員の資格の取得)

第6条 入会しようとする者は、別紙入会申込書を本協会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(休会)

第7条 正会員、準会員、賛助会員は、理事会の承認が得られれば、休会することができる。なお、休会中の会員資格は保留としたままで会費を免除するが、本協会の活動への参加及び会員のみが可能な権限行使に関する権利一切を停止する。休会期間の限度は2年間とする。

(退会)

第8条 会員は、本協会に退会届を提出し、理事会の承認を得て退会することができる。

(会員の役割)

第9条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は本協会の総会への出席
- (2) 本協会の事業活動への参加
- (3) 本協会が実施する情報収集や研究活動等への積極的な協力

(特典)

第10条 正会員は、本協会が実施する次の取組みに原則無料で参加でき、また、配布をうけることができる。

また、準会員は、教育研修 e-ラーニングについては、コースごと有料とする。

- (1) 各種情報提供メール
- (2) 教育研修 e-ラーニング
- (3) その他各種資料
- (4) 各種セミナー

(規定の変更)

第11条 本規定は、原則総会で改廃を行うが、定款変更を要しない範囲での改廃は理事会の決議において変更できる。